



市民税・県民税・森林環境税は毎月の給料から徴収されていますが、年の途中で会社を退職した場合には残りの市民税・県民税・森林環境税をどのように納付したらよいのですか。



市民税・県民税・森林環境税の納付方法には、次の2種類があります。
①特別徴収…毎月の給料から市民税・県民税・森林環境税を差し引きして、会社から納める方法

②普通徴収…自宅に送付された納税通知書と納付書で、個人が直接納める方法
※ 給与所得のある方の納付方法は、一定の条件に該当する場合を除き、特別徴収が原則です。具体的には、特別徴収の場合は年税額を6月から翌年5月まで12回に分けて毎月の給料から差し引きして納入し、普通徴収の場合は年税額を4回（6月・8月・10月・翌年1月）に分けてそれぞれ各納期の末日までに納めていただくこととなっています。

ご質問の納付の方法ですが、あなたの場合、会社を退職した日によって次のように納付方法に違いがありますので、これに応じて納付していただくことになります。

● その年の12月31日までに退職した場合

ご本人からの申し出があれば残りの税額の全額を給与や退職金などから一括して納入します。申し出がなければ普通徴収に変更のうえ、普通徴収の残りの納期にあわせて越谷市から納税通知書と納付書をお送りします。

● 翌年の1月1日以降に退職した場合

原則として退職時に残りの税額の全額を給与や退職金などから一括納入していただくことになります。

例：令和6年度 年税額は120,000円（令和5年中の所得に対する税金です。）

①特別徴収の場合（会社が毎月の給料から差し引きして納入する方法）

	令和6年						令和7年					
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
税額 (円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

②普通徴収の場合（個人が直接納付する方法）

	令和6年			令和7年		
	第1期（6月末日）			第4期（1月末日）		
税額 (円)	30,000			30,000		

③9月に退職した場合（一括徴収の申し出がない場合）→ 特別徴収から普通徴収に切り替わります。

	令和6年				令和7年	
	6	7	8	9	第3期（10月末日）	第4期（1月末日）
税額 (円)	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000	40,000

（特別徴収）

（普通徴収）

※ 定額減税は、令和6年度分（一部令和7年度分）のみ適用されるため、このページの納付には、定額減税における徴収方法は含んでおりません。



市民税・県民税・森林環境税は毎月の給料から徴収されていますが、自宅に納税通知書と納付書が送られてきたのはなぜですか。



市民税・県民税・森林環境税の納付方法には、会社が毎月の給料から差し引きして納入する給与所得等に係る特別徴収と、自宅に送付された納税通知書と納付書で、個人が直接納付する普通徴収、公的年金の支払者が当該年金から差し引きして納入する公的年金特別徴収の3つの方法があります。

給与所得以外の所得がある場合には、これらの所得にも市民税・県民税・森林環境税が課税されますが、その納付（公的年金等所得に対して課税される市民税・県民税・森林環境税の納付を除く）にあたっては確定申告書第二表の住民税に関する事項の「住民税の徴収方法の選択」欄に記載することにより、「特別徴収」と「普通徴収」のいずれかを選択することができます。

したがって、給与所得以外の所得に対する市民税・県民税・森林環境税について特別徴収を希望していない場合には、給与所得とその他の所得を合算して全体の課税額を算定し、そこから給料差引分（特別徴収）を除いた残りの税額について直接納付（普通徴収）していただくため、自宅に納税通知書と納付書をお送りしているものです。

なお、上記以外に、公的年金等所得に係る市民税・県民税・森林環境税についても、自宅に納税通知書（納付書）をお送りしています。



Q

令和6年3月に退職しました。退職金に市民税・県民税はかかりますか。

A

かかります。退職金にかかる市民税・県民税は退職金の支払いを受けるときに税額が徴収されます。税額の算出方法については、23ページを参照してください。

Q

令和6年1月に会社を退職し、市民税・県民税は退職金から徴収されましたが、令和6年6月に納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A

市民税・県民税は、課税年度の前年の1月から12月までの所得や控除により算出されます。あなたの場合、市民税・県民税は毎月の給料から差し引きされていたわけですが、退職時に徴収された市民税・県民税は、2月以降に差し引きされる予定であった令和5年度課税分（令和4年中の所得に対する税金）の残りの税額と退職金そのものに対する市民税・県民税で、退職金が支払われる際に併せて徴収されたものです。

一方、令和6年6月に送付された納税通知書は、令和5年中の所得（1月～12月までの給料など）に対して令和6年度分として課税されたものです。

1月に退職 ▶ ▶ ▶ ▶ ▶ 6月に通知書



Q

先日、会社から市民税・県民税・森林環境税の納税通知書を受け取りました。私は未成年者ですが納税の義務はありますか。

A

市民税・県民税・森林環境税は、課税される所得がある場合には納税義務が発生しますので、未成年者についても納税の義務はあります。

ただし、未成年者、障がい者、寡婦、ひとり親のいずれかに該当し、かつ、年間の合計所得金額が 1,350,000 円以下（給与収入金額では 2,044,000 円未満）である場合には非課税となる制度がありますので、あなたの納税義務の有無は、この基準により判断されることとなります。

Q

祖父が令和6年4月に亡くなりました。市民税・県民税・森林環境税はかかりますか。

A

令和6年度の市民税・県民税・森林環境税は、令和6年1月1日現在、市内に住所のある方で、前年（令和5年）の1月から12月まで一定額以上の所得があった方に対して課税されます。

したがって、令和6年になってから亡くなられた方には、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税がかかることになります。この場合、相続人が代わって納めることになります。

※ 令和5年中に亡くなられた場合は、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

Q

令和6年3月末に退職し、4月から3年間の予定で海外へ留学しています。退職時に市民税・県民税の支払いは済ませましたが、今後の市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか。

A

まず、退職時に納めていただいた市民税・県民税は、本来4・5月分の給料から差し引きされる予定だった令和5年度分（令和4年中の所得に対する税金です）の残りの税額です。

次に、令和6年度分（令和5年中の所得に対する税金です）は、令和6年1月1日現在の住所が越谷市にありますので、市民税・県民税・森林環境税がかかります。この場合の支払いについては、納税管理人を定めていただく必要があります。

なお、令和6年1月～3月の所得に対する市民税・県民税・森林環境税（令和7年度分）は、令和7年1月1日現在の住所が越谷市にない場合には課税されません。



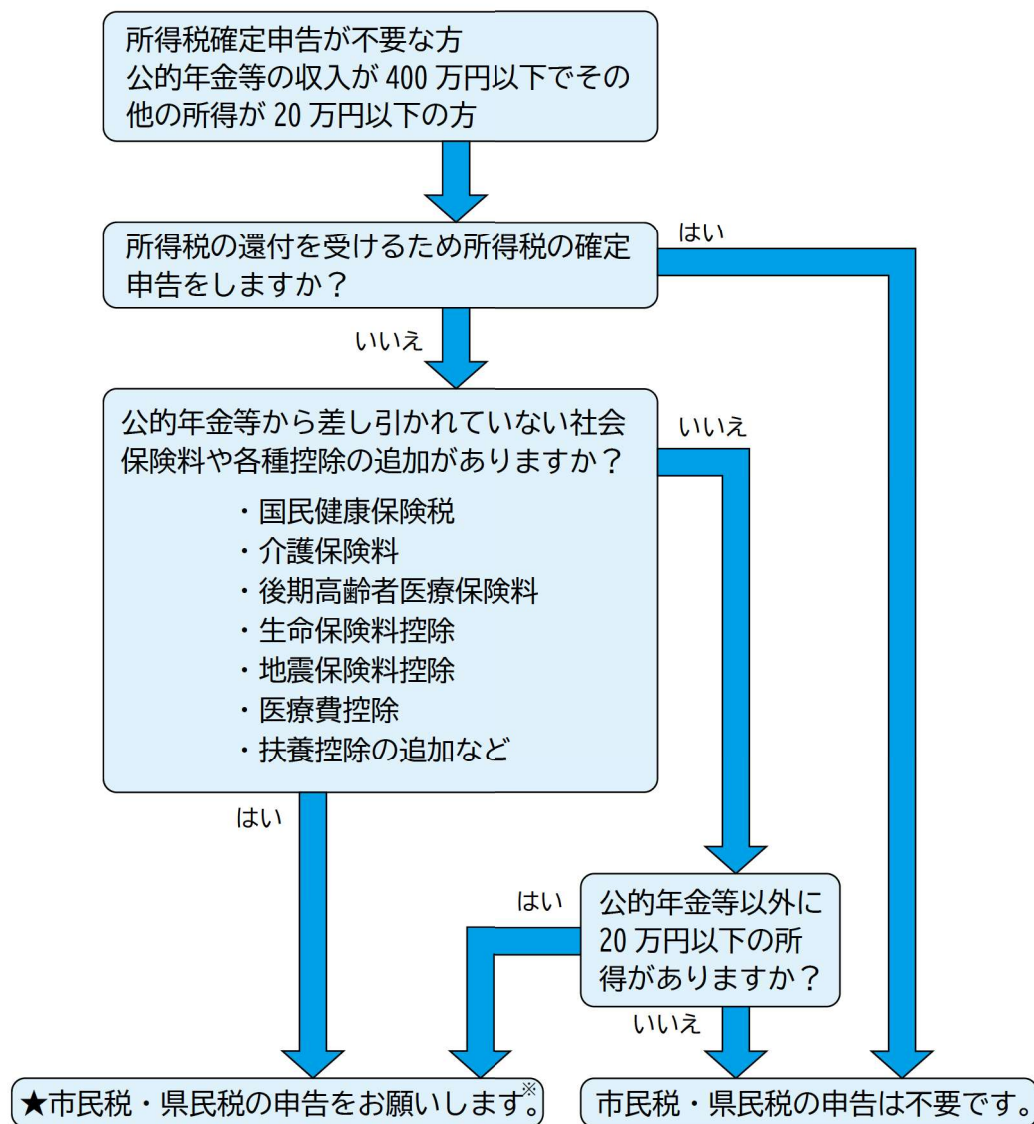
年金収入 400 万円以下ならば確定申告は不要ときましたが、市民税・県民税の申告も不要でしょうか。



その年の公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、その他の所得が 20 万円以下の方は、所得税の確定申告の必要がありません。

ただし、医療費控除などの所得控除を追加して所得税の還付を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。

市民税・県民税の申告については、所得税の確定申告が不要な場合でも、下記のフローチャートの★の欄にたどり着いた場合は、市民税・県民税の申告をしていただく必要があります。



※ 公的年金等以外のその他の所得が 20 万円以下のため所得税の確定申告が不要な方であっても、市民税・県民税においては、その他の所得がある場合は、そのことをもって申告が必要となります。



公的年金からの市民税・県民税・森林環境税の特別徴収はどのようなものですか。



公的年金等を受給されている65歳以上の方の市民税・県民税・森林環境税は、支給される年金から差し引かせていただいています。（特別徴収）

● 対象者

原則として課税年度の4月1日現在で65歳以上の年金受給者で、公的年金等に係る税額のある方が対象となります。

● 公的年金から差し引かれる市民税・県民税・森林環境税

特別徴収される市民税・県民税・森林環境税額は、公的年金等から計算した均等割額及び所得割額ならびに森林環境税額のみです。

※ 公的年金等以外の所得分（事業所得、給与所得等）の金額から計算した税額がある場合は、その分に係る市民税・県民税・森林環境税は従来どおり普通徴収の納付書や口座振替で納めていただく方法や勤務先からの給与差し引きによる特別徴収となります。

● 対象となる年金

特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金又は老齢厚生年金、退職共済年金等があります。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金は、対象となりません。

● 徴収方法

（例）令和6年4月1日現在で65歳の方の場合

令和6年度（初年度：10月から特別徴収）

徴収月	普通徴収（納付書又は口座振替）		特別徴収（公的年金から差し引き）		
	6月	8月	10月	12月	翌年2月
1回あたりの徴収税額	令和6年度の公的年金等所得に係る市民税・県民税の1/2の額を2回に分けて徴収		令和6年度の公的年金等所得に係る年税額から左記の税額を差し引いた残りの税額を3回に分けて特別徴収		

※ 森林環境税は本徴収（10月）から徴収することとなります。

令和7年度

徴収月	特別徴収（公的年金から差し引き）					
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
1回あたりの徴収税額	仮徴収			本徴収		
	令和6年度の公的年金等所得に係る年税額の1/2の額を3回に分けて仮徴収税額として特別徴収			令和7年度の公的年金等所得に係る年税額から令和7年4月・6月・8月に仮徴収した税額を引いた残りの税額を3回に分けて特別徴収		

※ 定額減税は、令和6年度分（一部令和7年度分）のみ適用されるため、このページの納付には、定額減税における徴収方法は含んでおりません。



納税通知書に「調整控除」という控除がありますが、これは何ですか。



平成19年に実施された税源移譲に伴い、所得税の課税される所得金額195万円以下の部分の税率が10%から5%に下がり、そのかわり市民税・県民税の税率が一律10%になりました。(市民税・県民税の課税される所得金額で200万円以下の部分の税率が5%から10%に上がりました。)

所得税と市民税・県民税では、人的控除の額が異なるため、所得税と市民税・県民税をあわせた負担額が増えることになります。

この負担増を調整し市民税・県民税を少なくするため、市民税・県民税の所得割額から一定の額を控除する制度が設けられました。これが「調整控除」です。

※ 令和3年度の市民税・県民税から納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合には調整控除の適用対象外となります。

<調整控除額の計算の方法>

○「合計課税所得金額」が200万円以下の場合

ア・イのいずれか少ない金額

ア 人的控除の差額の5%

イ 合計課税所得金額の5%

○「合計課税所得金額」が200万円超の場合

ア・イのいずれか多い金額

ア { 人的控除の差額 - (合計課税所得金額 - 200万円) } × 5%

イ 2,500円

※ なお、調整控除額の計算で「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額 + 課税退職所得金額 + 課税山林所得金額をいいます。

人的控除額と差額

種 類		市民税・県民税	所得税	人的控除の差額
障 害 者 控 除	普 通	26 万円	27 万円	1 万円
	特 別	30 万円	40 万円	10 万円
	同居特別障害者	53 万円	75 万円	22 万円
寡 婦 控 除		26 万円	27 万円	1 万円
ひ と り 親 控 除		30 万円	35 万円	父1万円・母5万円
勤 労 学 生 控 除		26 万円	27 万円	1 万円
扶 養 控 除	一 般 扶 養	33 万円	38 万円	5 万円
	特 定 扶 養	45 万円	63 万円	18 万円
	老 人 扶 養	38 万円	48 万円	10 万円
	同 居 老 親 等	45 万円	58 万円	13 万円
基 礎 控 除		43 万円	48 万円	5 万円

平成31（令和元）年度市民税・県民税課税から、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されたことに伴い、調整控除額の計算においては、以下の金額が適用されます。

※ 納税義務者本人と配偶者の合計所得金額により適用される金額が異なります。

また、所得税と市民税・県民税とで人的控除に差額が生じていたとしても、下記の表に該当しない場合には調整控除額の計算に含まれません。

1. 配偶者控除

納税義務者の合計所得金額	調整控除の算定基準額	
	配偶者控除	老人控除対象配偶者
900 万円以下	5 万円	10 万円
900 万円超 950 万円以下	4 万円	6 万円
950 万円超 1,000 万円以下	2 万円	3 万円

2. 配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額	調整控除の算定基準額	
	【配偶者の合計所得金額】 48 万円超 50 万円未満	【配偶者の合計所得金額】 50 万円以上 55 万円未満
900 万円以下	5 万円	3 万円
900 万円超 950 万円以下	4 万円	2 万円
950 万円超 1,000 万円以下	2 万円	1 万円

～所得の合計のしかた～

所得は 10 種類あります（さらに総合課税と分離課税に分かれます）

市 民 税

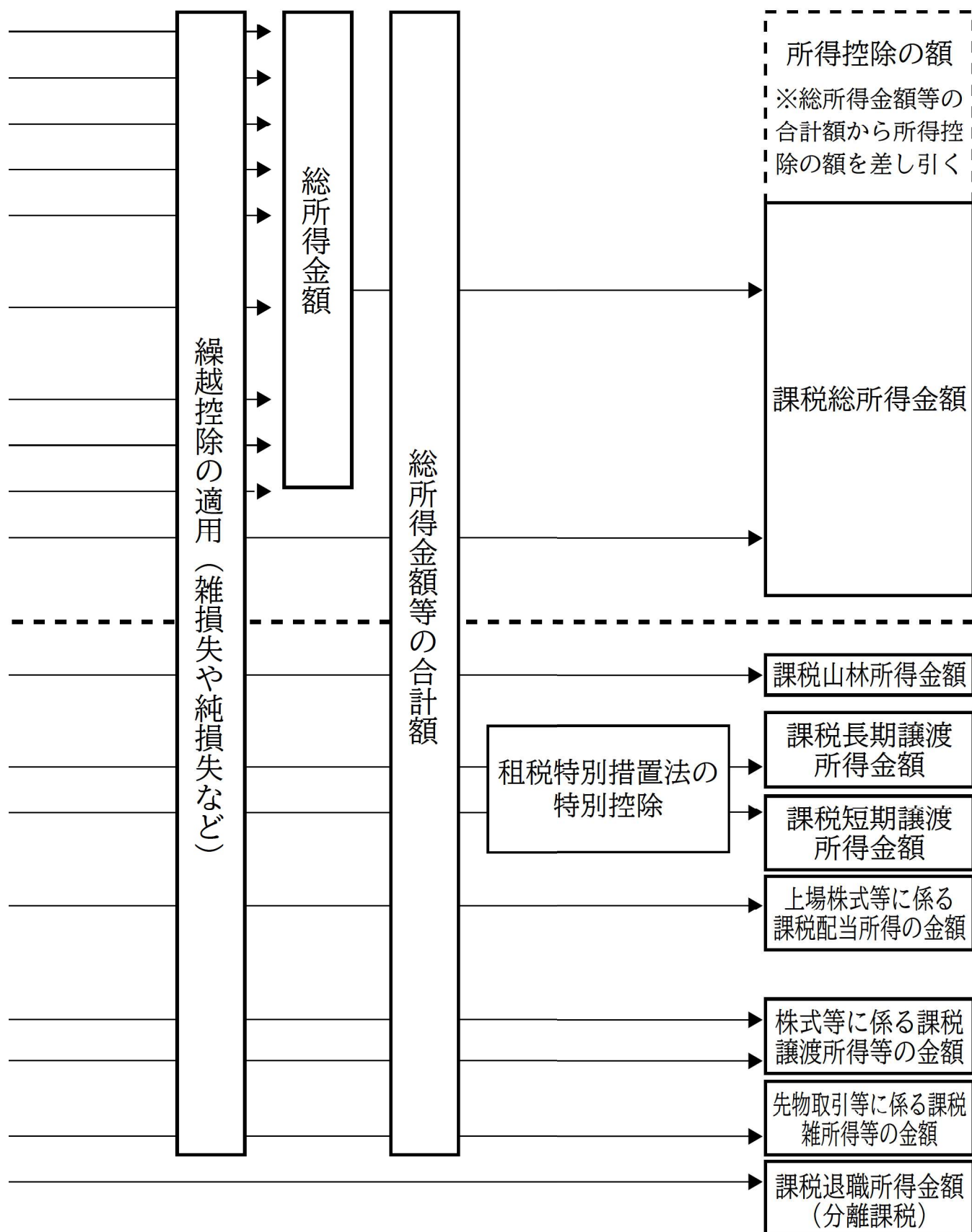
① 利子所得の金額（利子割の課税対象を除く）	③ ④ ⑧ ⑩ の損失は、 ①～⑩の金額と損益通算します	合計所得金額（市民税・県民税の「均等割」や「扶養控除」の判定などに用います）	
② 配当所得の金額（申告しない特定配当等を除く）			
③ 不動産所得の金額			
④ 事業所得の金額			
⑤ 給与所得の金額（給与所得控除・特定支出額控除・所得金額調整控除後）			
⑥ 雑所得の金額（公的年金等所得控除後）			
⑦ 一時所得の金額（50万円特別控除後）			×1/2
⑧ 長期譲渡所得の金額（50万円特別控除後）			
⑧ 短期譲渡所得の金額（50万円特別控除後）			
⑨ 退職所得の金額（⑮を除く。退職所得控除後 $\times 1/2$ ）			※
※ 勤続年数5年以下の法人役員等については1/2課税（$\times 1/2$）は適用なし（⑮において同じ）			

⑩ 山林所得の金額（50万円特別控除後）			

⑪ 分離課税に係る長期譲渡所得の金額（特別控除前）			
⑪ 分離課税に係る短期譲渡所得の金額（特別控除前）			
⑫ 上場株式等に係る配当所得等の金額（分離）	損益通算可能		
⑬ 株式等に係る譲渡所得等の金額（分離）			
<table border="1"> <tr> <td>上場株式等</td> </tr> <tr> <td>一般株式等</td> </tr> </table>		上場株式等	一般株式等
上場株式等			
一般株式等			
⑭ 先物取引等に係る雑所得等の金額（分離）			
⑮ 分離課税に係る退職所得の金額			

※ 土地等に係る事業所得等の金額（令和8年3月31日まで停止中）

- ①～⑨は、いくつかの所得を合計し、税額を計算します。（総合課税）
 ⑩～⑮は、それぞれの所得の額から、税額を計算します。（分離課税）



※この図は、一般的な、所得の合計のしかたと順序を記載したものです。